私は、一九九八年八月七日から二〇〇一年一月三十日まで、参議院労働社会政策委員会の委員長をつとめた。委員長となると委員会での質問の機会がいっさいない。それにくわえて "不偏不党"の立場を貫くうえからも委員長として委員会外での活動はおこなわないという慎重な配慮にもとづいてとられた方針にそって委員会外での行動はいっさいひかえ、委員会運営に専念した。こういう事情で労働組合にあいさつに行くことも、職場の視察やたたかう労働者の職場を訪れることもあえておこなえなかったことをお許しいただきたい。

私が委員長をつとめた二年半は、労働基準法の抜本改定——私は抜本的改悪と考えるが——をはじめ、日本の労働法制、労働行政が大きな転機に直面したきわめて重要な時期だった。私はこのことに深い憂慮をもちながら、二年半の間日本と世界の労働者階級のたたかい、労働運動の到達点をふまえて今日の労働問題、労働行政、労働法制をとらえようと努力してきた。とくに世界の労働運動の成果としてのILOの創設と労働保護政策の発展などについて調査研究をしてきた。

私の問題意識は、つぎの二点であった。

第一は、八時間労働制をはじめ労働基本権確立の世界の到達点を正確にとらえておきたいこと。第二は、世界第二の経済大国といわれる日本で過労死が問題になり、サービス残業という名のただ働きがまかりとおっているという世界各国に比してのおくれがなぜおきるのかを明らかにすることであった。

私は、この問題もふくめてここ数年、二十世紀をみつめ直す作業をおこなってきたが、そのなかで明らかになってきたのは、日本は、国際連盟にもILOにも本心から加盟したのではなく、国際的孤立をさけるために心ならずも加盟したものであったこと、したがって世界史の流れにも、世界の到達点にもまた本心から学ぼうとしてこなかったことである。そのことを端的にしめすのが、ILO第一号条約(一九一九年)をいまだに批准していないことである。

こうした政府のもとで、日本の労働の権利を高めるうえでもっとも必要なことは、労働組合と労働運動をつよめることだというきわめて当たり前のことであるということである。労働者階級の解放は、労働者階級自身の手でたたかいとらなければならないこと、「資本は社会によって強制されるのでなければ、労働者の健康と寿命にたいし、なんの顧慮も払わない」(マルクス)ということは、いまも生きている真理だと考えるからである。

二十世紀は、戦争と平和の問題でも、民族自決の問題でも、人権の面でも、労働者階級の権利と労働条件の問題でも大きな歴史的進歩をとげた世紀であった。

もちろん、これらの問題が根本的に解決したわけではなく、そのすべての分野で今日も進歩 と反動の激しいたたかいがつづいている。

労働者階級の生活と権利という問題をみても、わが国では世界でも例のない "過労死" "サービス残業問題" などにくわえて、この数年日本の労働者階級が日々体験しているようにいわゆる "リストラ" という名による解雇と賃下げ、労働条件の悪化の攻撃と労働基準法の歴史的な改悪をはじめとする労働法制の全面的改悪が強行されるなかで二十一世紀を迎えた。

労働者階級の生活と権利の新たな向上をかちとり、二十一世紀を労働者階級にとって希望のもてる世紀にするために、労働者階級にとって二十世紀がどんな世紀であったかを、ILO結成、八時間労働制の確立を中心にすえてあらためて検討しながら、日本の労働行政の実態を明らかにしてみたい。

吉岡吉典

は	しがき	3
---	-----	---

序 章 ILOの到達点と日本の現状 ………… 15

1 労働条件についての国際的到達点 15 ベルサイユ平和条約/第二款/ワシントン国際労働総会(第一回ILO総会)/フィラデルフィア宣言/国際 連合のもとで

第一章 資本主義初期の労働者階級の状態 ………… 29

- 1 イギリスにみる 29
- 2 百年前——日本の『職工事情』 37
- 3 賃金は 40

第二章 闘争でかちとった諸権利 ………… 45

- 1 工業の発展のあとすぐにはじまった労働者階級のたたかい 45
- 2 アメリカの八時間労働要求のたたかい 50
- 3 社会主義運動と国際労働運動 54

国際労働者協会(第一インタナショナル)/第二インタナショナル

第三章 労働保護法制の発展 ………… 63

- 1 イギリスではじまった労働保護立法 63
- 2 国際労働立法の各国へのひろがり 67
- 一八五五年のスイス・グラリス州/一八七六年~八一年のスイス/一八八五年のフランスおよび一八八六年の ドイツ
 - 3 労働立法をめぐる国際会議 70
- スイスの再度のよびかけ/一八九〇年——ベルリン会議/一八九七年——ブラッセル会議
 - 4 国際労働保護条約の締結 75

二国間条約/多国間条約/第一次世界大戦開戦と第二インタナショナル/ロシア革命とその影響/国際会議でも/リーヅ会議(一九一六年)/ベルヌ会議(一九一七年)/一九一九年の二つのベルヌ会議

第四章 パリ講和会議の労働問題審議と日本 ………… 87

- 1 パリ講和会議——国際労働法制委員会の開会 87 英・仏・米・伊の条約案/"青天の霹靂"だったと日本代表団/労働問題の準備がなかった日本 2 本国の「訓令」待ちで「留保」の連続 97 「請訓」と「回訓」/国際的批判も/「回訓」がしめす基本的態度/二月七日の「請訓」/日本政府の基本方針 3 内務省が対策を主導 107 内務省警保局がリードした「回訓」/治安警察法と労働組合法
- 内務省警保局がリードした「回訓」/治安警察法と労働組合派 4 「男女同一労働同一賃金」に反対論 126 各種の提案/委員会案と修正/日本の意見は

第五章 国際基準の例外化に全力をあげた日本代表 ………… 135

- 1 基本方針の表明 135
- 2 代表団は成功したと自賛 137
- 3 枢密院での審議 138
- 4 歴史の進歩への逆流 142
- 5 労働者階級のたたかいとパリ講和会議 143

イギリスの場合/「ベルン」大会決議/牧野全権らの目にうつった労働問題

6 牧野全権の不発の演説草稿にみる日本代表団の時代おくれの認識 152

第六章 労働代表委員選出をめぐって ………… 155

- 1 国際労働総会の労働代表委員選出問題 158
- 一九一九年の日本の労働運動/友愛会の発展/日本代表団からの報告
 - 2 注目すべき現地代表団からの提案 165

鈴木文治を提案/「世界の動向にそう人選を」と現地からの意見/外務省内にも革新運動

- 3 「官選労働代表委員」をえらんだ日本 170
- 日本政府の選出方法/労働代表選出全国協議会による選出とは/労働代表選出全国協議会/鈴木文治の指摘/ 全国にひろがる抗議運動
- 4 労働代表委員正式決定をめぐって 179 本多ついで高野の辞退/労働代表委員桝本卯平に決定/葬儀場さながらになった東京駅、横浜港/こっそりランチで乗船した桝本
 - 5 たたかいは太平洋をこえて 187

片山潜らが会場でビラ配布/総会で資格を問われた桝本代表委員/資格審査委員会で/各国労働代表委員集会 開く/審査委員会報告の日本部分/総会本会議に日本批判決議案が/第五回総会まで「官選労働代表」おくる

6 根本は労働組合認否をめぐるたたかい 204 主権在君のもと/労働組合公認につながることは認めず/今日も「官選思想」が

第七章 労働運動の高揚とILO総会 ………… 211

- 1 労働者階級のたたかいの特徴 212
- 2 新聞報道にみる労働争議 214
- 3 軍隊の出動による争議鎮圧 229

第八章 第一回国際労働総会と八時間労働制 ……… 235

1 国際労働総会準備委員会 235

第一回国際労働総会/準備委員会で条約原案作成/日本政府の基本方針/準備委員会からの報告

2 第一回国際労働会議 (ILO第一回総会) 開く 241

長年の要求——八時間労働制の確立/一日八時間か週四十八時間か/「変形労働制」と日本/八時間労働制とは/「実働」労働時間とする修正案を否決/マージョリバンクスの修正提案/準備委員会作成の「原案」では /八時間労働は最長労働時間か一般原則か

第九章 日本適用除外をめぐる論議 ………… 263

- 1 労働代表委員代理武藤七郎の陳述書 264 傭主代表委員武藤山治の陳述
- 2 日本政府代表委員の陳述書と修正案 270 日本政府の修正案審議
 - 3 総会への委員会報告書 278
 - 4 日本労働代表委員の少数意見 281
 - 5 日本労働代表委員の陳述書 286

「日本の事情は欧米と異なる」と政府代表

- 6 日本を例外あつかいすることを求める 290 欧州各国から反対意見が続出
- 7 日本に原則適用を求める修正案 297 日本批判のもとつくる/労働時間短縮の流れに反した日本

第十章 ILO条約批准にみる日本政府の立場 ………… 303

- 1 ILOを讃えはするが 303
- 2 日本のILO条約批准は世界第五九位 306

第一回総会の六条約中、批准は二条約/「中核的七条約」中、三条約が未批准/一九九八年の I L O 宣言の実行もおくれ

- 3 "批准するかしないかは各国の自由"と労働省 314 労働省の認識しめす文書/なんのためにILOに加盟したのか/立法府への条約提出義務/立法府がとった措置などのILOへの義務/未批准条約に関する報告義務/批准していない場合にも責任が
 - 4 戦後も変わらぬ資本の認識 319
 - 5 ILO批准に反対した日経連 321

人名索引 325

本書の刊行にあたって 329

本書の刊行にあたって

本書は、労働者階級をはじめとする勤労者の生活と権利の保障なくしては恒久平和の実現はないとの信念に立つ著者が、冷戦終結後の日米安保体制の変質を解明した『「日米同盟」と日本国憲法』(下町人間総合研究所、二〇〇四年刊)の刊行に先立って、その信念と理論的到達点を具体的・歴史的根拠にもとづいて明らかにするために、長期にわたる調査・研究をもとに執筆をすすめ、公刊を予定していたものです。

その内容は、労働問題を世界の近現代史の発展の中でとらえて解明するとともに、労働運動は労働者のたたかいであると同時に国際的な平和を実現する課題とも一体になっている、という著者の認識の到達点を浮き彫りにするものとなっています。

それは、ILO憲章がどのような歴史的背景のもとで成立したのか、日本の支配層がこれにいたる歴史の流れと、さらには国際社会が到達したこの共通の財産にいかに逆らい、そして今なお逆らい続けているかを、外交資料館などの政府資料ついても克明に読み解くことによって解明したものです。

原稿は、二〇〇一年の初めにはその大要が書き上げられていました。しかし、著者は、当時の歴史教科書問題や映画『プライド』など、折からの反動的イデオロギー攻勢に反撃する諸活動に専念することを余儀なくされ、その後も「周辺事態法」「武力攻撃事態等対処法(有事立法)」など "解釈改憲 "を極限まで推し進めた違憲立法策動、そしてテロ特措法、イラク特措法と相次ぐ自衛隊の実戦参加法制定の動きに対して、国会での論戦の先頭に立ち、第一線でたたかい続け、多忙を極めた毎日を送っていたために、参議院議員在任中には、本書の刊行を果たすことはできませんでした。

二〇〇四年に議会を去った後も、吉岡氏は、レッドパージ問題や自衛官自殺問題などの労働者の人権擁護のための活動や各地からの要請に応えた講演行脚に奮闘しました。さらに、日本と朝鮮・韓国の歴史問題の取材、調査、研究に力を注いだため、本書は完成の暇を与えられず、著者は、今年(二〇〇九年)三月一日、韓国・ソウルで開かれた「三・一独立運動九〇周年記念シンポジウム」での講演終了直後に倒れ、その生涯を閉じられてしまいました。

このような事情で、この貴重な論稿も、最終章となる予定だった「第十一章 改良闘争の意義とILO」を欠いた未完の遺稿として私たちの手元に遺されました。

翻ってみるに、今から九〇年も前に確立された「労働は商品ではない」という理念のもとでの「八時間労働といふは労働者をして一日八時間以上は労働せしめないこと」(河津暹「八時間労働制」。本書二五一~二五二ページ参照)とする原則が、わが国においてはいまだに定着していません。それどころか、同論文が「一日八時間を標準として労働を定めることではない」と厳しく指摘した「八時間労働制」さえ守られていないのが現状です。

今日、非正規雇用が常態化するなど、労働力の商品化が徹底して推進されているわが国の現状を憂えた著者が、労働者や勤労国民の生活と権利を守り、平和を守るたたかいの前進のために準備したこの論稿を形に現わすことは、ただ著者の思いを実現するということだけでなく、新たなたたかいの前進への重要な寄与となると考えます。

遺稿の最終章は、タイトルが記されているだけですが、そこで著者が何を語ろうとしていたのかを考え、私たち自らのたたかいの中でそれを描き出していくことは、きわめて意味のあることだと思います。

このような思いに立ち、私たちは、吉岡吉典氏のこの労作を、著作権の継承者である吉岡眞 美夫人のご了解のもとに、大月書店のご協力を得て、あえて未完のままに公刊するものです。

私たちは、本書が、生活と権利の保障と平和と民主主義の確立をめざす日本の労働者のたたかいの糧となることを確信し、その更なる発展を励ますものとなることを心から願っています。

二〇〇九年一一月

吉岡吉典著『ILOの創設と日本の労働行政』刊行委員会 梅田欽治 岩本秀樹 合田 寛 染谷正圀 高井統嗣 平井浩一 三浦一夫 山口義夫 吉田淳一